

# 春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金

## 【空き家付き土地購入事業】のご案内

空き家の活用及び建替えにより住宅の質及び住環境の向上を図るため、「**空き家付き土地**」を取得し居住（リフォーム又は建替えして居住も可）される方に予算の範囲内で補助金を交付します。

- 「**空き家付き土地**」とは・・・認定申請日において**1年以上使用されていない空き家**が建っている土地
  - ※空き家、土地とも**個人が所有するもの**に限ります。
  - ※床面積の2分の1以上が居住の用に供されていた空き家である必要があります。

【対象事業】 「空き家」及び「空き家付き土地」を購入し、補助金の認定通知日から2年以内にそのまま空き家に居住するか、空き家をリフォーム又は建替えを行って居住する事業。

※申請者は「空き家付き土地」の売買契約する購入者となります。

居住する者、リフォームする者、建替えする者は申請者の2親等内の親族でも対象です（解体工事については、売主でも可。）。

ただし、補助金の対象経費は、申請者が支払った経費となります。

【対象者】 上記の対象事業を行う**個人**であって、次のいずれにも該当する者

- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- ・過去に春日井市空き家付き土地の購入等に対する補助金を受けていない者（同時に「空き家建替え事業」の補助金を受けることもできません。）。

【補助金】 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の1を乗じて得た額（上限50万円。1,000円未満は切り捨て）

【補助対象経費】 次に掲げる経費

- ・空き家及び空き家付き土地の購入に係る売買経費
- ・空き家のリフォームに係る工事請負費
- ・空き家の建替えに係る工事請負費

※申請者以外が支払った経費、家具、家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費や、市の他の補助金の対象になっている経費を除きます。

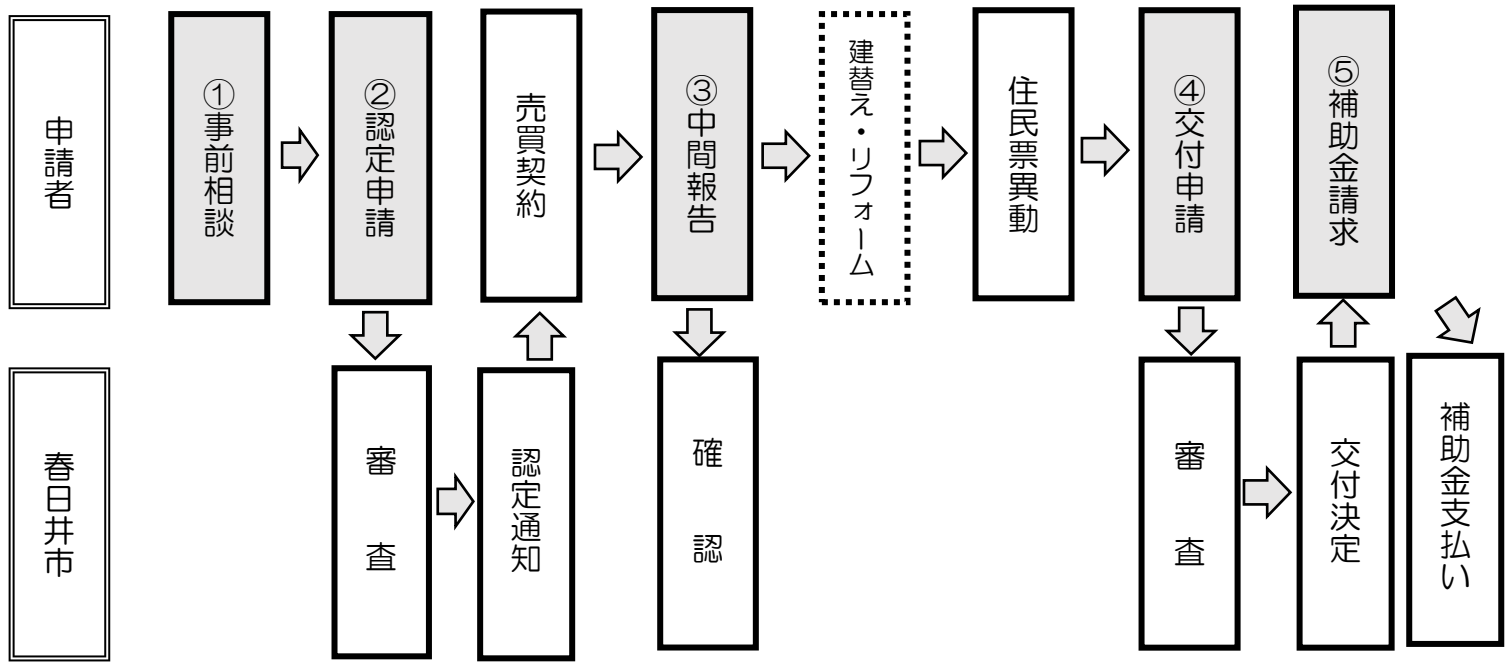
【方法】 「空き家付き土地」の**売買契約を締結する前**に補助金認定申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受付します。

《申請・お問い合わせ》 春日井市まちづくり推進部住宅政策課空き家対策担当（市役所9階）

☎0568-85-6572

## ◆ 申込みフロー図



### ◆ ①事前相談

- 1 住宅政策課窓口またはお電話で、補助対象となるかの確認を行いますので御相談下さい。

### ◆ ②認定申請

- 1 「空き家付き土地」の売買契約の前に、次ぎの書類を揃えて提出してください。

- (1)  認定申請書（第1号様式）
- (2)  空き家の使用状況報告書（第2号様式）  
 ※ 1年以上空き家であるか水道使用量の調査するため、空き家所有者様（売主）の同意が必要ですので、空き家所有者様（売主）の署名、押印が必要となります。
- (3)  空き家の位置図（付近見取り図）
- (4)  空き家の外観写真
- (5)  空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (6)  空き家付き土地の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (7)  土地購入事業対象経費の額が分かる書類の写し  
 《書類の例》
  - ・「空き家」及び「空き家付き土地」の売買契約書の案、見積書、査定書等
  - ・リフォーム工事の工事請負契約書の案、見積書等
  - ・新築する工事請負契約書の案、見積書等

※ 審査において、追加で書類をお願いする場合があります。

2 市から「補助金認定通知書」が届いたら、売買契約を締結して下さい。

### ◆ ③中間報告

1 「空き家付き土地」の売買契約の日から30日を経過する日までに次の書類を揃えて提出してください

- (1)  中間報告書（第8号様式）
- (2)  空き家及び空き家付き土地の売買契約書の写し  
※解体工事を売主が行う場合は、解体工事の契約書の添付は不要となりますが、売買契約書等で売主が解体工事を行うことを確認できる必要があります。
- (3)  リフォームする工事箇所の写真（リフォーム工事をする場合）

### ◆ ④交付申請

1 空き家（建替えにあつては、新築住宅）に居住した日から90日を経過する日までに次の書類を揃えて提出してください

- (1)  交付申請書（第9号様式）
- (2)  空き家（建替えにあつては、新築住宅）に居住する者の住民票の写し
- (3)  補助事業に係る契約書の写し及び写真（建替えにあつては、解体後の更地の写真を含む。）
- (4)  補助事業に係る領収書の写し又は支払った金額が確認できる書類（申請者が支払った経費に係るものに限る。）  
※事業者の記名及び押印があること  
※対象外経費が含まれている場合は、内訳書を添付すること
- (5)  居住する建物の登記事項証明書の写し
- (6)  居住する建物の敷地となる土地の登記事項証明書の写し
- (7)  補助事業に係る契約を締結した者、居住する者又は登記名義人が申請者と異なる場合は、2親等内の親族であることが分かる書類  
《(7)が必要な場合の例》
  - ・申請者が居住せずに、申請者の子が居住する場合
  - ・建替えを申請者の親が行った場合 等※解体工事を売主が行った場合は、解体工事の契約書の添付は不要となりますが、売買契約書等で売主が解体工事を行うことを確認できる必要があります。

### ◆ ⑤補助金の請求

1 市からの補助金交付決定通知書（第10号様式）を受け取り後、請求書（第11号様式）を提出してください。

※ 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。

### ◆ その他

1 郵送での受付は行っておりません。市役所の窓口にご持参ください。予算の範囲内で先着順に受付します。

## ◆ よくある質問

### 申請の手続きに関すること

- 1 既に売買契約を結んでいますが対象となりますか？  
⇒対象になりません。売買契約をする前に認定申請をし、認定通知後に売買契約をしてください。
- 2 認定通知前に相手方と契約を結んでいいですか？  
⇒いけません。契約は市から送付する認定通知後に結んでください。

### 補助対象事業に関すること

- 1 「空き家付き土地」を購入するのは自分ですが、実際に居住するのは子供になりますが対象になりますか？  
⇒対象となります。購入する方、工事をする方、居住する方のすべてが空き家所有者の2親等内の親族であれば対象です。ただし、申請者は「空き家付き土地」を購入する方となります。
- 2 「空き家付き土地」を購入するのは自分ですが、実際に建替えをするのは子供になりますが対象になりますか？  
⇒対象となります。購入する方、工事をする方、居住する方のすべてが空き家所有者の2親等内の親族であれば対象です。ただし、補助対象経費は申請者が支払った経費となります。この補助金は、購入する方が申請者になりますので、建替え工事費は補助対象外となります。
- 3 1年間空き家かどうかはどのように確認するのですか？  
⇒市は、「空き家の使用状況報告書（第2号様式）」に基づき、水道使用量を調査して確認します。申請者様は、いつ頃から空き家だったか売主さんに確認していただくとともに、市が水道使用量を調査するため、「空き家の使用状況報告書（第2号様式）」に売主さんの同意の署名及び押印をもらってください。
- 4 「空き家付き土地」を購入するのですが、売主が解体する更地渡しの予定です。対象となりますか？  
⇒対象となります。解体工事のみは、売主が行う場合も対象です。ただし、認定申請時に空き家が建っている必要があります（売買契約、解体工事は認定通知後に実施する必要があります。）。また、売買契約書等で売主が解体工事を行うことを確認できる必要があります。
- 5 法人が売っている「空き家付き土地」を購入する場合は対象となりますか？  
⇒対象になりません。個人が所有する空き家及び空き家付き土地となります。

### 補助対象経費に関すること

- 1 リフォームする場合、対象となる工事はどのようなものですか？  
⇒水回り設備の取り換え、間取りの変更、クロスの張替えなどとなります。
- 2 対象外となる工事はどのようなものですか？  
⇒申請者以外が支払った経費、家具・家電（ソファ、ベッド、テレビ等）の購入・設置費、市の他の補助金（空き家購入等融資利子補給補助金、空き家仲介手数料補助金を除く）の対象経費は対象外となります。